

## 第6 工事・作業及びび行事

## 1 工事作業許可

### (1) 根拠

#### 法第31条

- 1 特定港内又は特定港の境界附近で工事又は作業をしようとする者は、港長の許可を受けなければならない。
- 2 港長は、前項の許可をするに当り、船舶交通の安全のために必要な措置を命ずることができる。

### (2) 申請者

- ① 工事又は作業の実施責任者（工事・作業の実施について指揮監督する権限を有する者）。
- ② 請負契約を結んで工事・作業を実施する場合は、原則として元請業者様

### (3) 様式

#### 第9号様式

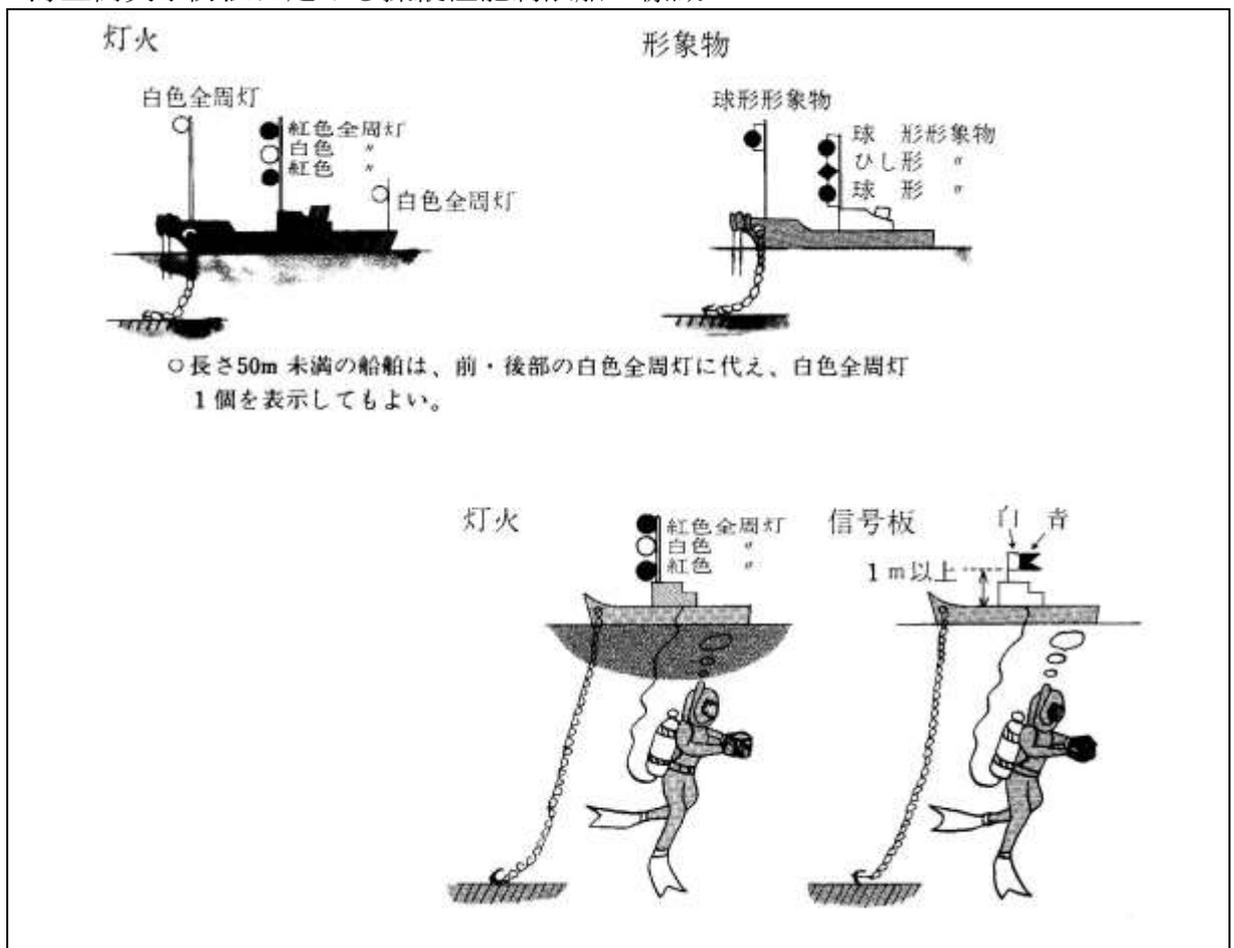
工事、作業、行事の様式が共通になっていますので、表題は工事作業の場合は「工事作業許可申請書」と、作業のみの場合は「作業許可申請書」と記載してください。

### (4) 留意事項

- ① 法第31条の「港の境界附近」とは、工事又は作業が当該港における船舶の出入又は在港船舶に影響のある範囲をいいます。
- ② 「工事」と「作業」には明確な区別はありませんが、概念的に工事とは行為の行われた場所において将来的に施設が存在する等してその他のこん跡を残すもの、作業とはこん跡を残さないものとして区別しています。
- ③ 一般的に工事又は作業と呼ばれるものでも、船内における清掃作業等、その行為の及ぼす影響が当該船内に限られるもので、港内の船舶交通を阻害するおそれのない行為及び船舶の離着岸や荷役等、港内で通常行われる行為については除外されます。
- ④ 定置網、のり養殖棚、かき棚、真珠養殖棚、生け簀等の漁業に関する工作物を設置する場合は「工事又は作業」に該当します。
- ⑤ 潜水して作業する場合は、器具を用いると否とにかかわらず、作業に該当します。
- ⑥ 水面上における橋梁築造、岸壁補修、架線設置及び施工に伴い、陸上から水面上に構造物が張り出す場合は、工事又は作業に該当することがあります。
- ⑦ 法第31条第2項の港長の命ずる措置には、次のようなものがあります。
  - ア 工作物が設置される場合、当該工作物の存在を知らせる標識の設置
  - イ 油の流出又は貨物等の散乱を防止するための必要な措置
  - ウ しゅんせつ、埋立て等が行われる場合の当該作業区域を明示する標識の設置
  - エ 潜水作業等が行われる場合の他船の接近を警戒防止するための措置
  - オ 船底清掃作業が行われる場合のごみ等脱落防止の措置
  - カ その他必要に応じて、実施場所又は区域の縮小、時期・時間の変更及び方法の変更等

- ⑧ 申請書類が分厚くなる場合は、目次を作成し書類にページ数を入れ、添付された図面、表等については図1、図2、表1、表2等と付し、本文に記載された内容が分かりやすいようにしてください。
- ⑨ 許可を受けた内容に変更が生じた場合は、「工事・作業・行事内容変更許可申請書」を提出のうえ、変更の許可を受けてください。
- (5) 海域利用者との調整  
埋立造成、工作物の設置等の工事作業を実施する場合は、事前に周辺の海域利用者に対し工事方法等を十分説明し、工事作業が円滑に行えるように調整してください。
- (6) その他
- ・ 申請書は提出用1部と申請者控え用の必要部数を用意してください。
  - ・ 申請は窓口への提出、または郵送にて受付けています。
  - ・ 郵送の場合は、切手を貼付し宛先を記載した返信用封筒を同封のうえ、大阪海上保安監部航行安全課または堺海上保署あてに郵送してください。
  - ・ 提出時期や許可に該当する工事作業か否か判断に迷う場合は窓口にご相談してください。

海上衝突予防法に定める操縦性能制限船の標識



(7) 申請書作成要領

① 目的及び種類

発注者からの工事名称をそのまま記載せず、実際に行う内容を次のように簡潔に記載してください。

記入例

ア 阪神港大阪区第〇区〇〇岸壁前面海域を－〇mに維持するためのしゅんせつ工事

イ 〇〇岸壁の損傷状況を調査するための潜水作業

ウ 目的 〇〇岸壁付近の静穏度を高めるために、港湾計画に基づき〇〇防波堤を築造するもの。

種類 防波堤築造の第1期工事として床掘り、土砂の置き換え、基礎捨石工を施工するもの。

② 期間及び時間

実際に海上で工事作業を行う期間及び時間を、次のように記載してください。

1か月以上の長期に及ぶ工事作業、工事の進捗に伴い工事作業の内容が変わる場合等は工程表を添付してください。

なお、予備日も含んで記載してください。

記入例

ア 令和〇年〇月〇〇日～令和〇年〇月〇〇日（別添工程表参照）  
毎日〇〇〇〇から〇〇〇〇まで

（予備日 令和〇年〇月〇〇日～令和〇年〇月〇〇日）

イ 作業日 令和〇年〇月〇〇日〇〇〇〇から〇〇〇〇まで

予備日 令和〇年〇月〇〇日〇〇〇〇から〇〇〇〇まで

工期が長期間（概ね1年以上）に及ぶ工事などは、工程ごとに区切って申請してください。

申請期間について不明なことがあれば、事前に窓口に相談してください。

③ 区域又は場所

- ア 工事作業区域を設定する場合は、一般船舶への影響を少なくするため必要最小限の範囲としてください。
- イ 作業区域、施工区域等を表す場合は、できる限り海図に表示されている灯台、信号所等の著名物標からの方位、距離で記入してください。なお、灯台名称は灯台表に記載された名称を使用し、灯浮標等の移動するものは基点に使用しないでください。
- ウ 必ず作業区域、施工区域を記載した図面を添付してください。海図等を複製して図面を作成しても差し支えありません。
- エ 阪神港大阪区第〇区〇〇岸壁前面海域等と、次のように記入してください。

記入例

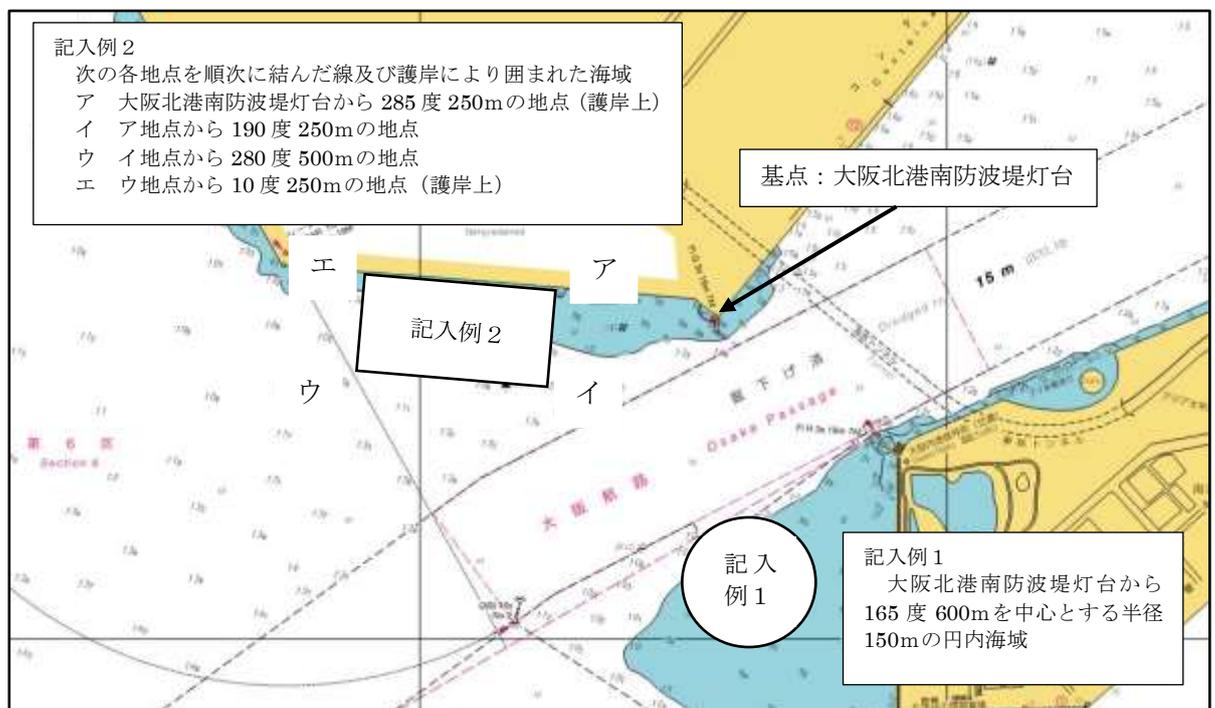
1 区域が円の場合

大阪〇〇灯台から〇〇度〇〇〇メートルを中心とする半径〇〇メートルの円内海（水）面

2 区域の場合

次の各地点を順次に結んだ線及び陸岸により囲まれた海（水）面

- ア 大阪〇〇灯台から〇〇度〇〇〇メートルの地点（岸線上）
- イ ア地点から〇〇度〇〇〇メートルの地点
- ウ イ地点から〇〇度〇〇〇メートルの地点
- エ ウ地点から〇〇度〇〇〇メートルの地点（岸線上）



注）本使用海図を航海の用に供さないこと。

#### ④ 方法

- ア 工事作業の方法及び手段を、施工順序に従って関係図面等を用いて、簡潔明瞭に記入してください。
- イ 火薬類を使用する工事作業は、爆破による影響の範囲等を詳細に記載してください。  
なお、火薬類等の危険物を船舶で運搬する場合は、別途危険物荷役・運搬許可を受けてください。
- ウ 工事作業に使用する船舶は、用途、船名、総トン数（全長、全幅、喫水）、出力（警戒船にあつては速力）、電話番号等を、一覧表等にして添付してください。
- エ 潜水作業については、潜水方法、潜水者数、潜水時間等を記入してください。
- オ 付近の可航幅（工事・作業を実施する周辺海域を船舶が航行できる幅員）を著しく狭くする工事作業については、図面等に可航幅を明記してください。  
また、作業船のアンカー等の敷設あるいは工作物を海面に張り出す場合は、詳細図を用いて船舶、岸壁等から張り出すワイヤー等の長さを記載してください。
- カ 作業船・土運船等が、作業区域へ頻繁に出入りする場合は、1日当たりの入域隻数を記載してください。

#### 記入例

##### 1 工事概要

〇〇護岸（前面水深DL-〇〇m、延長〇〇〇m、天端高DL+〇〇m）を築造するため、しゅんせつ船、杭打船、ガット船等を使用して、下部工及び上部工を施工するものです。（工事フローチャート、要領図参照）

##### 2 準備工

小型クレーン船及び測量船により、本工事着手前に作業区域を明示する浮標識〇基（塗色黄色、灯質単閃黄光毎〇秒に1閃光、光達距離〇km、灯高〇m）及び黄色旗付き竹竿〇本を設置します。（標識設置位置図、灯浮標諸元表〇参照）作業日数約〇日、使用船舶クレーン船〇隻、測量船〇隻、警戒船〇隻設置した標識の維持管理は、別添標識管理要領に基づき、当社で行います

##### 3 深浅測量工

測量船1隻を〇〇方向、間隔〇〇m、速力約〇ノットで航走させ、音響測深儀により現状水深を測量します。作業日数約〇日

##### 4 しゅんせつ工

〇〇式しゅんせつ船により、DL-〇〇mまで掘削（約〇〇m<sup>3</sup>）し、土運船により〇〇埋立地へ運搬、揚土のうえ、指定処分地へ埋立用材として投入します。土運船は1日当たり〇隻運航します。

作業日数約〇日、毎日しゅんせつ船〇隻、土運船〇隻、曳船〇隻使用  
（しゅんせつ作業状況図、運搬経路図参照）

なお、運搬時の曳航全長は〇〇m以下で行います。

5 杭打ち工

杭打ち船を4点アンカーで係止し、台船により搬入した鋼管（直径○cm、長さ○m、○本）を護岸に沿って打ち込みます。鋼管は海面上○mに露出しますが、交通船により20m間隔で標識灯を設置します。

作業日数○日、毎日杭打ち船○隻、台船○隻、曳船○隻使用  
（杭打ち作業状況図、標識設置図参照）

6 上部工

鋼管杭に台船を係留して、鋼管の上部に型枠を設置し、鉄筋工を施し、コンクリート船によりコンクリートを打設します。約○日養生した後、型枠を撤去し、ガット船により背後に山土（約○○m<sup>3</sup>）を投入します。

作業日数約○日、コンクリート船○隻、ガット船は○隻／日運航  
（上部工作業状況図、ガット船運航図参照）

7 後片付工

測量船1隻により、作業海域の音響測深儀を行い、水深ー○mが確保されていることを確認し、小型クレーン船1隻により作業区域の灯浮標を撤去します。

作業日数約○日  
（後片付工作業状況図参照）

⑤ その他（事故防止措置等）

ア その他の項目には、許可を受けようとする工事、作業の安全対策のほか、付近航行船舶に対する安全対策を記入してください。

イ 事故防止措置（安全対策）は次の事項について記入してください。

- ・ 現場責任者、安全管理責任者等の氏名、連絡先及び安全管理体制
- ・ 標識の設置
- ・ 警戒船の配備
- ・ 荒天時等の工事作業の中止基準
- ・ 緊急時の連絡体制
- ・ 関係先との調整状況及び周知状況
- ・ 作業船の夜間停泊状況及び荒天時の避難先

ウ 事故防止措置以外の事項として、次の事項についても記入してください。

- ・ 海洋汚染防止に関する措置
- ・ 変更時の手続き、完了届に関する事

エ 作業の種類、規模等により異なりますが、次の記入例を参考にして記載してください。

記入例

- 1 本工事の現場責任者を〇〇〇〇と定め、作業全般の安全管理に対して監督させます。  
連絡先 昼間 〇〇〇-〇〇〇〇（〇〇株〇〇作業所）  
夜間 〇〇〇-〇〇〇〇（〇〇自宅）
- 2 施工に当たり、〇〇等からなる安全連絡会議を設け、工事作業の調整、安全対策の検討等を行います。
- 3 作業船には、海上衝突予防法に規定する標識を掲げます。（しゅんせつ、航路標識、海底電線、海底パイプラインの敷設、保守・引揚げ等他の船舶の進路を避けることができない作業時は、操縦性能制限船の標識）
- 4 潜水作業船には、海上衝突予防法に規定する国際信号書に定めるA旗を表す信号板を掲げます。
- 5 警戒船〇隻を配備し、作業区域に接近する船舶等に対して赤旗、拡声器等により注意を喚起し、事故防止に努めます。  
専従警戒要員 〇〇〇〇 受講証番号 業務大阪第〇〇号
- 6 作業区域を明示するため、〇〇図のとおり灯浮標（型式〇〇〇、塗色黄色、単閃黄光毎〇秒に1閃光、光達距離〇〇km、灯高〇m）〇基を設置します。
- 7 作業船のアンカーワイヤーが、一般船舶の航行に支障をきたすおそれがある場合は、アンカーワイヤーを緩めるか、作業を一旦中止し作業船を退避させます。

8 気象の変化に留意し、気象警報等が発令された場合、大阪府下に津波注意報・津波警報、大津波警報が発令された場合又は次の基準に達した場合は作業を中止し、作業船を〇〇へ避難させます。

作業中止基準 (潜水作業等の場合)

風速 〇m/秒以上 (風速 〇m/秒以上)

波高 〇m以上 (波高 〇m以上)

(潮流 〇ノット以上)

視界 〇km以下 (視界 〇km以下)

9 事故発生等、緊急事態が発生した場合は、別添緊急連絡系統図により阪神港長に通報するとともに、応急措置を施します。

10 工事中及び完成後の工作物には〇〇図のとおり標識灯 (型式〇〇〇、モールス白光毎〇秒にU、光達距離〇〇km、灯高〇m) 〇基を設置します。

11 作業船と警戒船とは、トランシーバーにより、また、潜水士と作業船とは水中電話により常時連絡設定しております。

12 作業船が作業現場に夜間停泊する際は、停泊灯を点灯するほか、甲板等を作業灯で照射します。

また、アンカーワイヤーの水深-〇mの位置には灯浮標 (型式〇〇〇、塗色黄色、単閃黄光毎〇秒に1閃光、光達距離〇〇km、灯高〇m) を四隅にそれぞれ設置します。

13 工事作業の内容を周知するため、別添のとおりリーフレットを作成し、船社、代理店関係者等 (周知先一覧表参照) へ配付します。

#### その他の記入例

1 工事作業に伴って発生する廃棄物及び油類等が、海上に落下、流出しないようにシートを展張して回収し、〇〇〇に運搬して陸上で処分します。

2 浚渫に当たっては、別図のとおり周辺に汚濁防止膜を展張します。

3 浚渫土砂は、〇〇地区埋立て用材に流用するため、別添のとおり溶出検査を実施し、有害物質を含有していないことを確認しています。

4 工事作業許可書は、現場に携行し、いつでも提示できるようにします。

5 許可内容を変更する場合は、事前に変更許可申請を行います。

6 工事が完了した場合は、速やかに完了届を提出します。

## 2 磁気探査、警戒船配備等

### (1) 磁気探査

しゅんせつ、ボーリング及び杭打ち等、海底に衝撃を与えたり、海底をかき乱す作業を行う場合は、事前に爆発物等の有無を確認するための探査を行い、工事に着手するまでにその成果を提出してください。

### (2) 警戒船の配備

海上保安庁では、海上において行われる工事作業等に係る警戒船の配備基準を制定しており、次のいずれかに該当する工事作業等には、警戒船を配備して実施してください。

- ・ 告示又は公示による交通制限が必要な工事作業等
- ・ 船舶交通が特にふくそうする航路及びその周辺海域における工事作業等（航行船舶の進路を避けることが容易な方法で行われるものを除く。）
- ・ 爆破作業、危険度の高い潜水作業などの工事作業等
- ・ 航行船舶の可航水域が狭められる工事作業等
- ・ 港則法施行規則の規定に基づくえい航制限の免除許可を受けたえい航作業
- ・ 上記のほか、船舶交通の危険又は混乱が生ずるおそれのある工事作業等

## 3 工事作業区域の明示

工事作業等に使用する灯浮標の形状、灯質等については、「浮標式を定める告示（昭和58年7月5日、海上保安庁告示第131号）」に準じて取扱い、工事作業区域を明示する標識を設置する必要がありますが、光力等によっては航路標識法に基づく許可を必要とする場合がありますので、大阪海上保安監部交通課（電話06-6571-0516）へ問合せしてください。

標識を設置する場合は、標識に管理者及び連絡先を明記し、維持管理の方法を記載してください。

## 4 水底土砂等の溶出検定結果（分析表）

水底土砂（海洋又は海洋に接続する公共水域から除去された土砂（汚泥を含む。）を海域に排出する場合（公有水面埋立法の許可もしくは承認を受けて埋立てをする場所又は廃棄物の処理場所として設けられている場所に排出する場合を含む。）は、必ず許可申請前にその水底土砂について、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に規定する検定方法により検定し、その分析表を添付してください。

## 5 海洋施設設置届

海域に海洋施設（人を収容することができる構造の工作物、物の処理、輸送又は保管の用に供する工作物等で、陸地との往来ができないもの。）を設置しようとする者は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第18条の3に基づき、大阪海上保安監部長に「海洋施設設置届」の提出が必要となりますのでボーリング檣、作業台等を設置する場合は、ご注意ください。

なお、この事務は大阪海上保安監部警備救難課海上環境係（電話 06-6571-0222）が担当しております。

## 6 水路の保全

海上において工事、作業を行う場合は、水深の減少、廃油等の投棄、推進器等の損傷、船舶交通の流れの阻害等を防止するため、船舶が通航する水路を保全しなければなりません。このため、工事等の実施責任者は、資機材の脱落・流失防止の措置を講ずるとともに、安全教育においては作業従事者に十分徹底しておく必要があります。

なお、工事に伴い水深が変化するような場合は、所定の水深を維持していることを確認するための水路測量を行う必要があるほか、新たな工作物を設置した場合や海図に記載されている水深に変化を生じた場合は、水路業務法に基づく海図補正の手続きを行う必要があります。

海図補正の手続き事務は、第五管区海上保安本部海洋情報部監理課（電話 078-391-6551）が担当しております。

### 法第23条

- 1 何人も、港内又は港の境界外1万メートル以内の水面においては、みだりに、バラスト、廃油、石炭がら、ごみその他これらに類する廃物を捨ててはならない。
- 2 港内又は港の境界付近において、石炭、石、れんがその他散乱するおそれのある物を船舶に積み、又は船舶から卸そうとする者は、これらの物が水面に脱落するのを防ぐため必要な措置をしなければならない。
- 3 港長は、必要があると認めるときは、特定港内において、第1項の規定に違反して廃物を捨て、又は前項の規定に違反して散乱するおそれのある物を脱落させた者に対し、その捨て、又は脱落させた物を取り除くべきことを命ずることができる。

また、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律には、船舶、海洋施設等からの油や廃棄物の排出の規制がありますので、海洋汚染の防止に十分配慮して施工してください。

## 7 行事許可

### (1) 根拠

#### 法第32条

特定港内において端艇競争その他の行事をしようとする者は、予め港長の許可を受けなければならない。

### (2) 申請者

行事实施責任者（行事の実施について全般の指揮監督する権限を有する者）

### (3) 様式

#### 第9号様式

様式は工事、作業、行事が共通となっていますので、表題を「行事許可申請書」として提出してください。

### (4) 留意事項

- ① 行事とは、端艇競争のほか、祭礼、パレード、海上訓練、海上カーニバル、海上花火大会、遠泳大会、海上デモ等で、一般的には一定の計画の下、統一された意思に従って多数のものが参加して行われる社会的な活動をいいます。

なお、海上デモ等を1隻で行う場合でも、航行形態によっては許可が必要な場合があります。

- ② 参加する船艇が少数であっても水域を占用（ブイ等の設置を含む。）したり、船隊を組む等して港域内（航路や泊地を含む。）を通常の航行形態とは異なった形で航行する場合は行事に該当します。
- ③ 一船内において行われる納涼大会等は、当該船舶が通常の航行形態とは異なった形で行動することのない限り、本条の行事には該当しません。

### (5) 申請書作成要領

- ① 目的及び種類 行事の目的及び種類を簡潔明瞭に記載してください。

#### 記入例

- ・ 海洋汚染防止思想普及活動のための海上パレード
- ・ 油流出事故を想定したオイルフェンス展張訓練
- ・ 帆走技術向上のための第〇回〇〇杯ヨットレース大会
- ・ 第〇回海の祭典協賛行事のためのモーターボート試走展示会

### ② 期間及び時間

行事の開始及び終了年月日、時刻を正確に記載してください。行事開始前の準備作業及び終了後の後片付け等で海面を使用する場合の時間も、行事時間として記載してください。なお、数日間にわたる行事については、そのスケジュール表を添付してください。

#### 記入例

令和〇年〇月〇〇日 〇〇〇〇から〇〇〇〇まで  
(予備日 令和〇年〇月〇〇日 〇〇〇〇から〇〇〇〇まで)  
(詳細なスケジュールは別添のとおり)

③ 区域又は場所

行事の行われる場所又は経路を明確に記載し、位置図及び航行経路図等を必ず添付してください。

基点は、灯台等の海図に記載された著名物標からの方位、距離を基に、行事の行われる範囲を明確に記載してください。

記入例

阪神港大阪区第〇区〇〇岸壁前面海域

大阪〇〇防波堤灯台から〇〇度〇〇〇mを中心とした半径〇〇mの円内海面（行事区域図参照）

④ 方法

行事の方法を順追って具体的に記載し、実施計画書等を作成した場合は添付してください。行事の参加人数、パレードの場合は船隊の編成状況、参加船艇（船名・トン数等）、航行速力や旗りゅう信号、音響信号等を使用する場合もその旨記載してください。

⑤ その他（事故防止措置等）

ア 現場における責任者の住所氏名、連絡先

イ 指揮系統及び連絡方法

ウ 行事参加者に対する危険防止措置

エ 他船に対する警戒措置等

オ 行事の中止基準

カ 緊急連絡体制

キ 関係先に対する周知状況

ク 標識等の形状